

がん検診推進員養成事業実施要領

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構

1 趣旨

この要領は、広島県からの受託により、広島県が定めるがん検診受診率向上対策事業実施要領第3条（2）②に掲げる事業の実施について定めるものである。

2 事業目的・内容

この事業は、県と民間企業との協働事業として、「Team がん対策ひろしま」登録企業の従業員等にごがん検診に関する研修を行い、「広島県がん検診推進員」（以下「推進員」という。）として認定し、推進員からの受診勧奨を促進するものである。

3 研修の種類

研修は、推進員として認定する研修である「がん検診推進員養成認定研修」（以下「認定研修」という。）とする。

4 研修の実施主体

「Team がん対策ひろしま」登録企業とする。

なお、実施にあたっては、健康づくり等既存の研修会の1カリキュラムとして設定しても構わない。

5 研修の実施方法

① 研修内容

健康増進事業において厚生労働省が推奨する胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの5つの検診について、その検査方法や重要性など、検診に関する一般的な基礎知識を基本に構成する統一の研修テキストにより実施する。

② 研修講師

医師、看護師、保健師又はがん検診に関する知識・経験を有し、研修が実施可能な者とする。

③ 推進員の認定

実施主体は、研修を受講した者に対して、推進員の認定証を交付するとともに、市町等の検診情報を盛り込んだチラシなど、受診勧奨に役立つ啓発資料を必要に応じて推進員に配布する。

6 研修の実施計画

実施主体は、あらかじめ認定研修実施計画書（様式第1号）を公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（以下「事務局」という。）へ提出する。

事務局は、計画の内容を適当と認めた場合は、認定研修実施計画承認書（様式第2号）を実施主体に送付するとともに、同計画に基づく研修テキスト及び認定証の必要部数を実施主体へ送付する。

7 研修実施経費への助成

実施主体は、講師に係る謝金・旅費について、講師の職種ごとに別表に定める範囲内で、事務局から助成を受けることができる。

8 実施報告等

実施主体は、研修を終了したときは、認定研修実施報告書（様式第3号）を事務局へ提出する。事務局は、この認定研修実施報告書の内容が適当であると認めたときは、助成金を実施主体に支払うものとする。

なお、事務局は、必要に応じて、推進員の取組状況を実施主体に求めることができる。

9 代理受領

実施主体は、8に基づく助成金支払を受ける場合に、代理受領を希望するときは代理受領承認願（様式第4号）を事務局に提出する。事務局は、これを適当と認めた場合には、すみやかに代理受領承認（様式第5号）を実施主体に送付するとともに、代理人に助成金を支払う。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成24年5月17日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（税込）

講師職種	講師謝金（1回につき）	旅費	備考
医師	16,200円	実費弁償分とし、上限は1日につき10,000円までの範囲内とする。	午前・午後2回講義の場合は、講師謝金×2 例：医師で、2日間で 各午前・午後1講義 (16,200×2×2=64,800)
保健師	12,900円		
看護師	12,900円		